

静岡県労働委員会告示第3号

令和5年12月6日、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、次のとおり労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を認定した。

なお、平成26年静岡県労働委員会告示第3号は、廃止する。

令和5年12月15日

静岡県労働委員会会長 森本 耕太郎

- 1 地方公営企業の名称
静岡県上下水道局
- 2 組合の名称又は表示
静岡県上下水道局の職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
上下水道局	局長、局次長、部長、理事、参与、課長、水道事務所長、下水道事務所長、担当課長、参事
経営管理部 上下水道総務課	課長補佐 総務・調整係の係長、副主幹、主査 人材・厚生係の係長、副主幹、主査
上下水道経営課	課長補佐 水道経理係の係長、副主幹、主査 下水道経理係の係長、副主幹、主査